

新型コロナウイルス感染症に係る療養証明書発行業務等委託（一般競争入札） 質問と回答

令和3年10月7日現在

NO.	更新日	質問	回答
1	令和3年10月7日	本件業務は、現在も札幌市保健所医療対策室において行われている業務でしょうか。	お見込のとおりであり、昨年度から保健所にて行っております。現在は、患者対応・入院調整担当課と宿泊・自宅療養担当課に所管を分けて実施しておりますが、当該業務の合理化・効率化の観点からこの度業務委託をさせていただきたいと考えたものです。
2	令和3年10月7日	本件業務の履行場所は、仕様書上委託者が指定する場所となっておりますが、具体的な場所が決定されるのはいつ頃でしょうか。	本件業務は、仕様書上も記載のとおり、本市が新型コロナウイルス感染症に係る業務において使用しているシステム（支援ツール）を使用して行っていただく必要があることから、履行場所は本市のネットワーク環境にアクセスが可能な場所（札幌市保健所（WEST19）の近隣）を確保する予定であり、その決定時期は令和3年10月9日の週を見込んでおります。
3	令和3年10月7日	土日祝日等、本件業務が行われない日は設けることとなるのでしょうか。	本件業務は、新型コロナウイルス感染症に係る業務であるという性質上、現在も土日祝日等にかかわらず年中無休で行っているため、委託後も同様に行っていただきます。
4	令和3年10月7日	本件業務の履行時間帯が仕様書上明記されておきませんが、想定されている時間帯はあるのでしょうか。	本件業務を受託される事業者様には、本件業務の趣旨・目的をご理解いただき、実際に本件業務を履行していただく時間帯も含め体制を整備いただくことを考えているため仕様書上明記しておりません。参考までに現在の保健所における業務体制では、早朝から深夜まで対応可能となっておりますが、一般的な想定といたしましては、就労中の方からの電話対応が可能な時間帯として、午前9時頃から午後7時頃までが考えられます。飽くまでも参考であり、最終的には受託される事業者様のご判断によることとなります。
5	令和3年10月7日	一日ごとに処理しなければならない療養証明書等の発行件数はあるのでしょうか。	基本的には同日中に処理していただくこととなりますが、同日中の処理が現実的に困難な場合もあり、必ずしも全てを処理しなければならないことはありません。極力速やかに処理を完了させるべき業務であることから、そのような体制を整備していただくことが必要であると考えております。
6	令和3年10月7日	本件業務を履行する上で対応が困難な事象が生じた場合には、どのように対応したら良いでしょうか。	受託事業者様においては対応が困難な場合には、その経緯等を本市の担当職員にご相談いただき、引き継ぐ等の対応が考えられます。
7	令和3年10月7日	本件業務の執行体制について、責任者は履行場所に常駐する必要があるのでしょうか。	責任者は本件業務の履行場所に常駐していただく必要はありませんが、業務管理者及び従事者は直接的に本件業務の履行に携わっていただくため、常駐していただく必要があります。
8	令和3年10月7日	本件業務の委託期間の始期である「契約締結の日」とは、具体的にはいつ頃になる想定でしょうか。	本件業務の入札・開札日を令和3年10月12日としていることから、開札後、落札された事業者様に係る入札参加資格の審査を速やかに実施させていただいた後、契約手続きを進めるとともに、本件業務に係る引継ぎをさせていただきたいと考えております。実際の業務開始は、遅くとも令和3年11月1日を想定しております。